



税理士・社会保険労務士・中小企業診断士

みずの通信

水野会計事務所

500-8288 岐阜市中鶉 3-70-7

TEL058-273-2484 FAX058-273-2416

2017.11

平成 29 年分年末調整について

またまた年末調整の時期がやってきました。

制度改正が多く、混乱が生じやすいと思う昨今です。

年末調整の時期に送られてくる書類について、例年通り、従業員さん用に書き方の説明書を作成しました。ご利用いただけたらと存じます。

さて、税務署から送られてきた書類は、「扶養控除等(異動)申告書」は平成 30 年分とあり、「保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書」は平成 29 年分と書かれています。

つまり、「保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書」は平成 29 年分ですので、今回の年末調整で使用しますが、「扶養控除等(異動)申告書」は平成 30 年分ですので、平成 30 年 1 月以後に支払う給与から天引きする源泉徴収税額を計算するための扶養親族の数を算定するのに用います。

年末調整で利用する「扶養控除等(異動)申告書」は、前年末か今年の初めに会社に提出した平成 29 年分を利用することになりますが、その間に内容の変更があれば、それを直に訂正するか、新たな用紙に記入して再度提出することになります。

今年の年末調整は前年とあまり変わらない要領で行っていただくことになります。

「平成 30 年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の「源泉控除対象配偶者」

さて、新しく送られてきた「平成 30 年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」について書式が変わっていますので、少し説明させていただきます。

今年分まで「控除対象配偶者」だった欄が、平成 30 年分から「源泉控除対象配偶者」となっています。

「源泉控除対象配偶者」とは、どのような人をいうのでしょうか。

平成 30 年分から配偶者控除及び配偶者特別控除が大幅に見直され、裏面の表のようになります。

大変、煩雑になりましたが、この欄の「従業員さん本人の合計所得金額が 900 万円以下」でかつ「配偶者の合計所得金額が 85 万円以下の人」、つまり配偶者控除または配偶者特別控除が 38 万円になる人が、「源泉控除対象配偶者」となります。そして、これに該当する人だけが、扶養親族として 1 カウントされ、甲欄を見ることになります。

それ以外の人は、月々の給与の支払いの際には何ら控除はないですが、年末調整の際、別途、「配偶者控除等の申告書(まだ書式が確定していない)」の提出を受けて、配偶者特別控除の計算をすることになります。

「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」のマイナンバー記載の省略

今年の扶養控除等の申告書においても原則、本人及び扶養親族等のマイナンバーを記載することになりますが、前年にマイナンバーを記載して扶養控除等の申告書を提示した人は、次の場合には扶養控除等の申告書にマイナンバーの記載を省略できます。もっとも、1 年に一回ぐらいカードを見ないと紛失してしまうという人も多いかもしれません。

- 1 会社側との合意があれば、扶養控除等の申告書の余白に「マイナンバーは給与支払者に提供済みのマイナンバーと相違ありません」と記載することで、記載を省略することができます。

これが一番簡単で、問題点の少ない方法かと思います。

- 2 会社においてマイナンバーについて所定の必要事項を記載した管理簿を作成している場合は、マイナンバーの記載が省略できます。

コンピューターでしっかりと管理しているから、これに該当すると思わないでください。電子帳簿保存法に則ったソフトで管理されねばならないし、税務署へその旨、届けなければなりません。そして現状では、ほとんどのシステムは電子帳簿保存法に則っていないと思います。

ということで、 の方法が手っ取り早いです。

なお、新入社員については、今まで通りです。

- 1 マイナンバーカードまたは通知カード、免許証の写しなどで番号の確認、本人確認しなければなりません。
- 2 控除対象配偶者、扶養親族のマイナンバーについては、本人が確認しているということで会社側の確認義務はありません。

平成30年からの配偶者控除及び配偶者特別控除

さて、来年からの配偶者控除及び配偶者特別控除について、裏面の表に基づき簡単にコメントします。分かり易くするため、年収1,120万円以下(所得金額900万円以下)の人についてコメントします。

- 1 配偶者の年収が103万円までであれば38万円の配偶者控除が適用され、103万円を超えると配偶者控除は0円となりますが、年収150万円までは38万円の配偶者特別控除が適用されます。よって、本人の税務申告においては配偶者の年収が103万円でも150万円でも同じとなります。(配偶者が70歳以上の場合は除きます)
- 2 配偶者の年収は配偶者の社会保険の加入の問題もあります。社会保険加入の要件は、年収基準だけではないですが、配偶者が勤めている会社が、大きな会社であれば年収105万円の壁といわれ、それ以外の会社であれば130万円の壁とされています。私どもの関与先は130万円の壁になります。

たとえば年収130万円の手取りは単純に計算すると、所得税と住民税だけですから125万円ほどになりますが、配偶者の年収が150万円になったとすると、社会保険に加入しますから、社会保険料の負担が20万円以上になり、手取りは124万円ぐらいになります。年収130万円のときより少なくなります。社会保険加入を望む人は問題ないですが、手取りを気にされる方は要注意です。

- 2 配偶者特別控除の減額は、大体5万円刻みとなっています。

本人の税率を、住民税を含めて最低税率15.105%として計算します。

例えば、配偶者の年収が155万円と156万円の場合とを比較します。155万円と156万円とは1万円違うだけですので、配偶者の社会保険料が1,400円増、税金が1,300円増となりますが、ちょうど配偶者特別控除の金額の境となりますので、本人の配偶者特別控除が5万円減額され、本人の税金増7,500円となり、合計10,200円の負担増となり、これも逆ザヤになります。刻みの境でのわずかな増収には注意したほうがよいようです。この1万円分の労働はお国のためにだけ働いた勤労奉仕と同じになります。